

家屋を取り壊したら家屋滅失届出書の提出を



固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や家屋などの状況に基づいて課税されます。

今年中に家屋の全部または一部を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は翌年度から課税されませんので、早めに「家屋滅失届出書」を提出してください。滅失登記が済んでいる場合は、この届出の必要はありません。家屋滅失届出書は、町民税務課および歌津総合支所にあります。また、町のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

問 町民税務課資産税係 ☎46-1372

義援金を振り込みました

10月2日（月）に宮城県災害義援金配分委員会において、国（日赤等義援金受付団体分）配分（第9次）、県（災害対策本部）配分（第8次）基準額が決定しました。また、町（災害対策本部）配分（第8次）基準額も決定しましたので配分します。

今回の配分基準は次のとおりで、11月末に指定された口座へ振り込んでいますので、対象となる人は指定口座の確認をお願いします。

支給対象		国配分(第9次)		県配分(第8次)		町配分(第8次)	
		今回の配分額	第1～9次配分合計額	今回の配分額	第1～8次配分合計額	今回の配分額	第1～8次配分合計額
人的被害 (1人当たり)	死亡・行方不明	5,000円	1,050千円	5,000円	170千円	－	140千円
	災害障害見舞金	5,000円	150千円	5,000円	120千円	－	－
住家被害 (1世帯当たり)	全壊	10,000円	980千円	－	150千円	4,000円	220千円
	大規模半壊	5,000円	740千円	－	100千円	2,000円	114千円
	半壊	－	490千円	－	50千円	2,000円	114千円
津波浸水区域における住家被害 (1世帯当たり) ※上記「住家被害」に加算	全壊	4,000円	348千円	1,000円	52千円	－	－
	大規模半壊	2,000円	204千円	1,000円	42千円	－	－
	半壊	－	120千円	－	30千円	－	－
	仮設未利用世帯	－	100千円	－	－	－	－
震災孤児 (1人当たり)	－	－	－	500千円	12,500円	1,698.5千円	－
震災遺児 (1人当たり)	－	－	－	－	10,000円	487千円	－
母子・父子世帯 (1世帯当たり)	－	150千円	－	210千円	－	－	－
高齢者施設・障害者施設入所者など (1人当たり)	－	150千円	－	110千円	－	－	－

※「津波浸水区域における住家被害」世帯には、地震のみにより被災した世帯は含まれません。

※対象となる人で、指定口座名義人の死亡または婚姻による氏名の変更などにより、口座変更手続きが必要となる人は、担当までお問い合わせください。

問 保健福祉課被災者支援係 ☎29-6451

毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～12月11日は「要配慮者への支援に向けた活動を行う日」です～

要配慮者とは

「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する人」をいうものとされています。

要配慮者は、災害の発生時における避難行動や避難所での生活などにおいて配慮が必要とされ、また、災害の発生時に限らず日々の生活においても、家庭や地域における気配り・心配りが必要と考えられます。



要配慮者への気配り、心配りについて

日頃から、例えば、振り込め詐欺の被害に遭わない・遭わせないよう、その日その日の家族の行動について朝食時に確認するといったことや、家庭内での事故防止について話し合い、できることから実践するといったことも、安心して暮らせる日々の生活（安全）を確保する上では、身近で重要な取り組みの一つです。

また、事件・事故に遭わない・遭わせないよう、地域において目配り・声掛けを心掛けることも、地域全体の安全・安心の土台となるものと考えます。

日々のそうした取り組みは、災害の発生時など、非常時における円滑な支援の実施につながります。

年末・年始を迎える、家族・親戚が集うこの時期、要配慮者のかたがたが安心して暮らせるこことできる安全な環境について、改めて話し合いを持ちましょう。

問 危機管理課住民安全係 ☎46-1376

免除された国民年金保険料を追加で支払いできます

老齢基礎年金の年金額を計算するときに、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付した場合と比べて年金額が低額となります。しかし、免除などの承認を受けた期間の保険料については、後から納付（追納）することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

1 追納を行う場合は、申し込みが必要です。

追納の手続きは年金事務所で受け付けします。承認した場合には納付書を発行します。追納の場合は納付書での支払いとなり、口座振替およびクレジット納付は利用できません。

2 追納できるのは、追納が承認された月の前10年以内の免除などの期間に限られます（例：平成29年12月に追納できるのは平成19年12月分から）。

3 承認などをされた期間のうち、原則古い期間からの納付となります。

4 保険料の免除などを受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。

※追納額は免除の種類（全額・3/4・1/2免除など）により追納額が異なりますので、石巻年金事務所にお問い合わせください。

〈次回の年金相談会〉

【日時】1月10日（水）午前10時～午後3時30分

【場所】南三陸町役場 1階会議室

※相談は石巻年金事務所へ事前予約が必要です。

問 石巻年金事務所 ☎0225-22-5115 町民税務課戸籍住民係 ☎46-1373